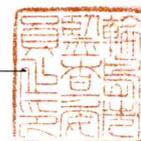


輪島市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和3年3月3日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



## 定期監査結果報告

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、輪島市監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項及び同基準第14条の規定により報告します。

### 1 監査の種類

#### ア 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行

#### イ 行政監査

行政事務の執行

### 2 監査実施日及び監査対象

令和2年10月21日（水）

建設部 土木課・能越道建設推進室・地域整備課、  
都市整備課・港湾利活用推進室

### 3 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 所期の目的を達成し効果を上げているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

### 4 監査の実施内容

令和2年度の事務事業（令和元年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を財政的観点に基づき審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

また、行政的観点に基づいた審査もあわせて実施した。

## 5 監査の結果

監査した財務に関する事務及び行政事務については、概ね適正に執行されていると認められた。監査対象に対しては、次のとおり見直しや検討等を要するものとして意見、改善や是正の措置等の必要なものとして指摘事項とするので、適切な措置を講じていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

### <建設部>

#### 【土木課・能越道建設推進室・地域整備課】

##### (1) 意見

ア 各地区区長会へ業務委託している市道管理除草業務は、道路愛護の観点からも重要と考えられることから、未実施地区への委託についても検討していただきたい。また、単価契約であることから、業務完了毎に委託料を支出するよう努めていただきたい。地区によっては住民の高齢化や人口減少等により受託できない地区もあることから、今後は公平性のある実施方法への転換も視野に入れていただきたい。

イ 支払遅延が見受けられるが、請求書受領後の速やかな事務処理は当然のことながら、請求書の早期提出を求めることも必要であるので対応していただきたい

ウ 河川管理費において、業務名が市道管理業務委託として支出されているが、その内容は河川管理道路の補修とのことであったため、今後は適切な業務名による支出事務に努めていただきたい。

##### (2) 指摘事項

なし

#### 【都市整備課・港湾利活用推進室】

##### (1) 意見

ア マリントウンボートパーク使用料の納入方法は、30日以内の短期利用

者を除いて前納となっているので、納期限までに納入されない場合には厳正な対応を行い、収入未済が発生しないよう努めていただきたい。

イ マリントウンサイン整備事業は、外観からは施設内容が理解しづらい輪島キリコ会館の外壁にキリコを描くとのことであり、その効果に期待するが、施設の顔ともいえる出入口について、観光施設として利用者に解りやすいデザインへの改修が出来ないか検討いただきたい。

ウ いこいの広場駐車場（月極駐車場含む）は、多数の観光客が訪れる施設であることから、周辺緑地帯の除草は不快感を与えないよう適切な時期に行うよう努めていただきたい。

エ 市営住宅の空室状況について、毎月広報に掲載するなど、市民への周知方法の創意工夫に努めていただきたい。

## （２）指摘事項

な し